

和気町物価高騰対策給付金に関するよくあるご質問(Q&A)

番号	質問	回答
1	和気町に転入したのですが、対象になりますか。	令和8年2月1日以前に和気町へ転入した場合は給付金の対象者となります。
2	和気町から転出したのですが、対象になりますか。	令和8年2月2日以降に和気町から転出した場合は給付金の対象となりません。
3	令和8年2月1日以降に同一世帯員が亡くなりました。給付対象になるでしょうか。	給付対象となります。なお、お亡くなりになった方が世帯主の場合、新たに世帯主となった方が受給権者となります。 ※同一世帯に他に誰もいない場合は、給付対象となりません。
4	町外在住の扶養している子ども(親族)は対象になりますか。	扶養状況に関係なく、基準日(令和8年2月1日)に和気町の住民基本台帳に登録されている方が対象となります。
5	外国人は対象となりますか。	外国人の方であっても、令和8年2月1日に和気町の住民基本台帳に登録されている方は対象となります。
6	令和8年2月2日以降に子どもが生まれた。対象か。	令和8年2月2日以降に生まれたお子様は、給付対象になりません。
7	現住所(居住)と住民票の住所が違うが、書類はどちらに届きますか。	住民票の住所に送付します。
8	手続き後、いつごろに振り込まれますか。	書類等が届いてから審査や振込手続きを行いますので、正確な日にちはお答えできません。受付後、不備がなければ3週間から1か月程度で順次振込予定です。なお、振込日が決定したら通知書を送付いたしますのでご確認ください。
9	振込がされた際、通帳にはどのように記載されますか。	「レイハチワケブツカコウトウキュウフキン」と記載されます。 ※途中までしか記載されない場合もあります。
10	世帯主とは分けて振込をしてほしいのですが。	原則、分けて振込をすることはできません。